経済財政政策部局の動き：経済の動き

女性の出産後の働き方による世帯の生涯可処分所得変化の試算手法について

―「女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム」の議論から―

元 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付
参事官（企画担当）付
栗山 博雅

はじめに

女性の職業生活における活躍は、男女共同参画の観点に加え、女性の活躍による生産性の向上や労働供給の増加、女性の稼得増による消費や住宅投資の増加等を通じ、経済にとっても大きな影響をもたらしうる。こうした「経済」の観点から、女性の活躍の推進に向けた中長期的な問題を整理する「女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム」（座長：矢田稚子総理大臣補佐官）において、内閣府政策統括官（経済財政分析担当）はチームの構成員（副座長）として、女性の活躍と経済に関する分析を行ってきた[1]。本稿では、第4回プロジェクトチームに提出され、プロジェクトチームの中間取りまとめにも反映された、「女性の出産後の働き方による世帯の生涯可処分所得の変化（試算）」（以下：試算）について解説する。

試算の前提

本試算では、女性の出産後の働き方（主に①出産後も就労を継続する場合、②出産後一定期間で復職する場合、③出産後に退職して復職しない場合）について、税・社会保険料を考慮した、世帯の「手取り」所得の試算を行った。試算の特徴の一つとして、出産後一度離職し、パートとして復職した際に、「年収の壁」を超えないように就業調整を行う場合と、「壁」を超えた場合の所得の比較も行っている。試算に当たっては、収入に関しては賃金、退職一時金に加え、公的年金や児童手当、企業による配偶者手当等を、税・社会保険料負担においても、所得税・住民税、各種社会保険料を考慮し、特に配偶者の働き方やこどもに関連する配偶者控除・配偶者特別控除、扶養控除等の影響も試算した。

試算の結果

これらの前提に基づいて、試算の結果を見てみよう。例えば、妻が出産後も正社員として就労を継続する場合（ケース①-A）、出産後に退職し、再就職しない場合（ケース③）と比較して、世帯の「手取り」所得が約1.7億円多いという試算結果となった。出産後も就労を継続することにより、就労時に世帯の給与所得が増加することに加え、退職後においても世帯の年金所得が生涯に渡って増加すると試算された。

図表１　世帯の「手取り」所得の試算結果

（億円）	①就労継続		②離職後再就職		③再就職なし	
	ケース①-A 就労継続・正社員	ケース①-B 就労継続・非正規（フルタイム）	ケース②-A 再就職・正社員	ケース②-B 再就職・パート・「年収の壁」範囲内（100万円）	ケース②-C 再就職・パート・「年収の壁」超え（150万円）	ケース③ 離職後・再就職なし
世帯の生涯可処分所得	4.92	4.05	4.41	3.52	3.64	3.25
ケース①-Aとの差	―	-0.87	-0.51	-1.40	-1.28	-1.67
世帯の給与所得等（税・社会保険料控除後）	3.48	2.92	3.11	2.52	2.56	2.25
世帯の退職金所得（税・社会保険料控除後）	0.45	0.22	0.37	0.23	0.23	0.23
世帯の年金所得（税・社会保険料控除後）	0.99	0.90	0.93	0.77	0.84	0.76

「年収の壁」を超えることによる手取り増

「年収の壁」に関する試算では、復職後（38歳時）に「年収の壁」を超えて年収150万円で働いた場合約1,200万円、年収200万円で働いた場合約2,200万円、年収100万円時と比較して生涯の「手取り」世帯所得が大きくなると試算された。妻の税・社会保険料控除後の給与所得が増加することに加え、自身及び事業主負担分の厚生年金保険料の納付により、受給する年金所得が増加することも生涯所得増の一因である。また、年収150万円の場合、年収100万円時と同額の配偶者特別控除が夫の所得にかかり、控除額が変わらない点も注目に値する。

図表２　「年収の壁」超えによる所得増の試算結果

	ケース②-B 年収100万円	ケース②-C 年収150万円	〈参考〉 年収200万円
妻の給与所得 パート再就職後・税・社会保険料控除後	約2,700万円	約3,300万円	約4,300万円
妻の年金所得（税・社会保険料控除後）	約2,800万円	約3,600万円	約3,800万円
夫の配偶者手当受給額 パート再就職後・税・社会保険料控除後	約220万円	―	―
夫の配偶者控除・配偶者特別控除による受益額	約200万円	約200万円	約20万円
ケース②-Bとの世帯の可処分所得の差	―	約1,200万円	約2,200万円
1日の労働時間（週5日勤務の場合）	時給1,125円と仮定 令和5年賃金構造基本統計調査：短時間労働者・学歴計・女性・産業計・企業規模計 1時間当たり所定内給与額		
	3.4時間程度	5.1時間程度	6.8時間程度

1　女性の職業生活における活躍がマクロ経済に与える影響についての詳細は、第2回・第6回プロジェクトチームにおける内閣府政策統括官（経済財政分析担当）提出資料も参照されたい。

試算の枠組みを用いた経済分析について

令和6年度経済財政白書においては、本試算の枠組みを用いて、更なる分析を行っている。

一例として、復職後退職時まで年収100万円で働き続けたケースと、60～64歳時に「年収の壁」を超えて年収150万円、200万円で働いたケースとの比較を行い、前者では460万円程度、後者では640万円程度の生涯「手取り」所得増があると試算した。

図表３　60歳以降の「年収の壁」超えによる所得増

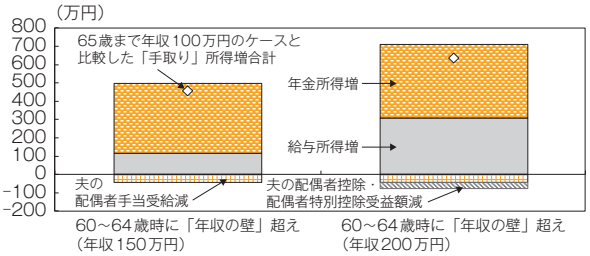

また、女性活躍というトピックからはやや離れるが、本試算のモデルを応用し、在職老齢年金制度に伴う「年収の壁」についても分析し、現行の在職老齢年金制度の下で見られる就業調整が、高齢期の「手取り」所得を減少させている可能性があり、高齢者の就労意欲を後押しすることが重要であるとも指摘している。

図表４　在職老齢年金制度と高齢期の可処分所得

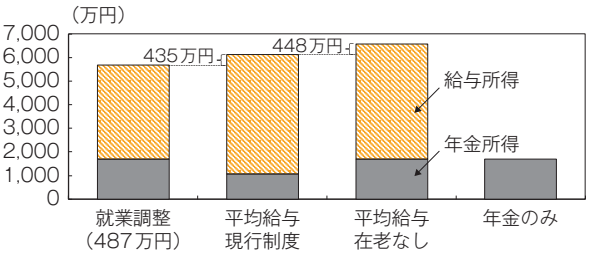

白書第3章3節は、高齢者就業による「知識と経験のストック活用」に向けた分析となっているが、知識や経験といった無形のストックを持つ女性や高齢者の活躍を後押しすることは、家計の可処分所得増加にとっても、日本経済全体にとっても、重要であると言えるだろう。

更なる女性の職業生活における活躍推進にむけて

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（企画担当）が行っているビッグデータを用いた分析では、前述したように「年収の壁」を超えた場合でも、年収150万円までは配偶者控除と全く同額の配偶者特別控除が全額（38万円）受けられ、また賃金収入の増加に加え、生涯に渡って厚生年金の受給額が増加するにも関わらず、多くの女性が「103万円」を超えないよう就労調整していることが明らかになっている。

図表５　ビッグデータから観測された「年収の壁」の現状（パートタイム女性の年収分布）

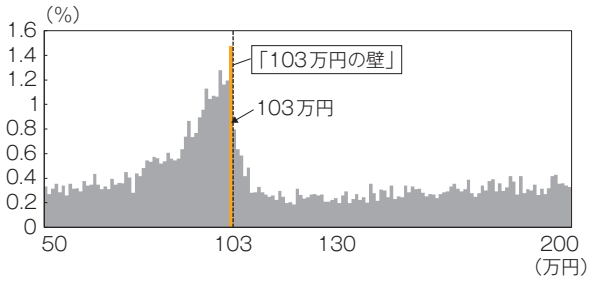

年収の壁を超えると「損」になるといった、漠然としたイメージが女性の職業生活における活躍を阻害しているとすれば、日本経済にとっても、家計の所得にとっても、大きな損失である。プロジェクトチーム及び経済財政白書で示した試算が、出産後の就労継続、及び「年収の壁」超えによる家計の可処分所得増に関する状況提供の一助となり、女性の職業生活における活躍につながることを期待したい。

参考文献

栗山博雅「女性の出産後の働き方による世帯の生涯可処分所得変化の試算手法について」
https://www5.cao.go.jp/keizai3/discussion-paper/dp246.pdf

女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム　中間取りまとめ「男女間賃金格差の解消に向けた職場環境の変革」
https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001261734.pdf

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）「女性の出産後の働き方による世帯の生涯可処分世帯の変化（試算）について」
https://www5.cao.go.jp/keizai3/2024josei/index.html

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）「女性の職業生活における活躍とマクロ経済」（第2回プロジェクトチーム提出資料）
https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001254074.pdf

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）「女性の職業生活における活躍とマクロ経済（令和6年度経済財政白書等から）」（第6回女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム提出資料）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43205.html

栗山 博雅（くりやま ひろまさ）